



# 高額療養費制度とは？

～70歳以上の方へ～

## ■高額療養費制度とは

病院や薬局等の窓口で支払う医療費が、1か月（暦月：1日～月末まで）に高額になった場合、「年齢や所得に応じた自己負担限度額を超えた分が、後日払い戻される制度」です。

しかし、あとから払い戻されるとはいえ、一時的な支払いは大きな負担になります。

病院窓口での1か月のお支払いが、「最初から自己負担上限額までとなる」方法があります。



## ■自己負担限度額の考え方

食事代、紙おむつ代、アメニティ利用料、有料個室代、診断書作成料などは対象外です。月をまたいだ場合は、月ごとにそれぞれ自己負担額を計算します。

## ■自己負担限度額（上限額）の目安

所得区分		ひと月の上限額（世帯ごと）		多数回該当の場合
		外来(個人ごと)		
現役 並み Ⅲ	<u>年収約 1,160 万円～</u> 健保：標準報酬月額 83 万円以上 国保・後期：課税所得 690 万円以上	252,600 円+(医療費-842,000)×1%		140,100 円
現役 並み Ⅱ	<u>年収約 770～1,160 万円</u> 健保：標準報酬月額 53 万～79 万円 国保・後期：課税所得 380 万円以上	167,400 円+(医療費-558,000)×1%		93,000 円
現役 並み Ⅰ	<u>年収約 370～770 万円</u> 健保：標準報酬月額 28 万～50 万円 国保・後期：課税所得 145 万円以上	80,100 円+(医療費-267,000)×1%		44,400 円
一般	<u>～年収約 370 万円</u> 健保：標準報酬月額 26 万円以下 国保・後期：課税所得 145 万円未満	18,000 円 ★（年 14.4 万円）	57,600 円	44,400 円
住民税非課税世帯Ⅱ		8,000 円	24,600 円	
住民税非課税世帯Ⅰ (所得が一定以下)		8,000 円	15,000 円	

★8月から翌年の7月→この期間の外来自己負担額の合計の上限額です。



「高額になりそう」と思った時点で、この制度が使えます。入院前、治療前でも確認や準備が可能です！詳細は加入している医療保険へご確認ください。

## ■限度額区分の確認方法

方法①「マイナ保険証をお持ちの方（マイナカードを保険証として登録済み）」

- 受付でマイナ保険証を機械にかざし、自動で確認することができます。



方法②「マイナンバーカード(保険証として未登録)」と「資格確認書」をお持ちの方

- 窓口で「限度額情報の提供」に同意することで、システム上で保険者へ情報照会を行い、限度額区分をオンラインで確認できます。



方法③「資格確認書をお持ちの方」

- 窓口で「限度額情報の提供」に同意することで、システム上で保険者へ情報照会を行い、限度額区分をオンラインで確認できます。



ご注意ください



\*高額療養費は1か月ごとの計算です。

(月をまたぐと合算されません)

\*入院中でも、食事代、差額ベッド代、アメニティ利用料などは対象外です。

\*過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

\*オンラインで限度額区分の確認ができなかった場合は、申請が必要になります。

記載の内容は、2025年12月の情報に基づいています。今後の制度等の改定により内容に変更が生じる可能性がありますのでご了承ください。

埼玉県立循環器・呼吸器病センター  
患者サポートセンター